

ID: 265

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町公共下水道事業受益者負担に関する条例 第8条第2項		
例規番号	平成5年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び高根沢町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条の規定による。 (負担金の減免)</p> <p>第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(5) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第11条 条例第8条第2項に規定する負担金の減免の基準は、別表第2に定めるところによる。</p> <p>2 負担金の減免を受けようとするときは、公共下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 管理者は、前項の申請書が提出されたときは、第1項の規定に基づきその適否を決定し、公共下水道事業受益者負担金決定通知書により当該受益者に通知するものとする。</p> <p>4 負担金の減免を受けた者は、減免の理由が消滅したときは、速やかに公共下水道事業受益者負担金減免消滅届(様式第8号)により管理者に届け出なければならない。</p> <p>5 管理者は、前項の届出があったとき又は減免の理由が消滅したと認めたときは、公共下水道事業受益者負担金減免取消通知書(様式第9号)により当該受益者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日